

令和元年度第1回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会【概要】

- 1 開催日時：令和元年（2019年）11月5日（火）10：00～12：00
- 2 開催場所：滋賀県危機管理センター会議室3、4

【開会】

障害福祉課参事挨拶

【滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例および条例に基づく取組等について】

資料1～4について事務局説明

（委員）

資料3について、分かりにくいところがあるので教えてほしい。出前講座のために資料を作っているのか。

資料3のP14の表が分かりにくいので工夫してほしい。「障害とは」は **disability** のことなのか、**impairment** のことなのか、どちらなのかが分からない。「社会適応の手段」という言葉があるが、その言い方がおかしいと感じる。「社会参加の手段」と書かれていたら分かると思う。

（事務局）

資料については条例の内容を分かりやすく説明できるように作成したもの。出前講座やそれ以外の条例の説明会で使っているものをアレンジして本日の会議で説明できるようにしたものである。

P14の表が分かりにくいとの意見については、障害の社会モデルと医学モデルと対比し、できるだけご理解いただけるようにしたが、まだまだ分かりにくいとのことで、ご意見を踏まえて見直したいと思う。

（委員）

「社会適応」の部分はどうか。

（事務局）

「社会参加」とした方が分かりやすいかと思う。同じ意味合いで使っている。

（委員長）

「社会適応」か「社会参加」か検討していただきたい。

条例の周知の方法や合理的配慮に向けた取組等発表をお願いしたい。委員会で初めて参画された方からご意見頂戴したい。

(委員)

当団体では、多岐にわたり多くの業者が加盟されており、企業の大きさもご夫婦でされている所から 1 万人単位の会社も入っているので、それを一括りにして意見を出すのは難しいが、条例ができて社会も SDGs の方向に向かっていく中で、誰一人取り残さず皆一緒という考え方でそれぞれの経営者、商店がそれぞれ考えているという雰囲気は感じている。会社の規模によって速やかにできることと、時間がかかることとがあり、資料 3 の P23 にあるように、合理的配慮の提供に係る費用を助成することについて周知されていないし、障害のある人の困りごと多岐にわたり幅が広い。例えば、私は旅館をしているが、旅館の中でもできることはたくさんあると思う。合理的配慮となると、費用もたくさんかかり、どこまでどうすればいいのか考える余地があるかと思うので、できることから一つずつやっていく中で助成制度があることも非常に良いのではないかと思う。まだまだ我々自身が知らないことが多いので、SNS での情報発信やチラシ、事務所に出席してもらったりなど、少し強めに発信していただければよいと思う。

配慮をするための道具を用意することも大切だが、経営者として大事なことは、「お役に立ちたい」「困っていたら何かしたい」という従業員との考え方を共有していくことが一番大切だと思う。心が大事だと思う。

(委員)

会員企業が 600 社ほどある。多くが「B to B」の商売をしているが、「B to C」の店舗運営をしているのは比較的少ないと思っている。障害者雇用に対する問題について、10月17、18日に全国から 500 名が滋賀に集い、勉強会を開催した。テーマは「人が輝くから企業が輝く、地域が輝く」とした。

理念を掲げて活動しているが、「障害者雇用は関係ない、うちでは無理、危険だよ」という経営者もいるので、まずは障害について知ってもらおうということで進めている。条例の中でも「障害とは手帳を持っている、持っていないではないよ」ということが書かれていると思うが、我々は障害を個性と捉えて、個性が生きる働き方、その個性を使って会社に寄与できる働き方を作るのは経営者だという考えを広めていこうとしている。

私自身も最近、発達障害のある人や精神障害のある人の研修や就労体験を通して、できることがあるということを理解してきた。そのようなことを団体内の会員にも知ってもらうということを広めていきたいと思う。

(委員)

アドボケーターとの連携を深める取組が 10 月から始められたが、召集までは至っていない。12 月に 4 名のアドボケーターに集まってもらい、バックアップ機能も兼ね合わせてできればいいと思う。相談の仕組みでアドボケーターのバックアップ機能や事務局機能、アドボケーターが動こうと思ってもなかなか個人では動ききれない部分もあるので、私の住む圏

域では障害者自立支援協議会の権利擁護部会が事務局としてサポートしようと思っている。他の圏域でもバックアップ、もし協議会で難しい場合は市町の委員会や障害福祉課が機能を担っていただければよい。

また、あっせん部会のメンバーと召集するタイミングについては、定期開催なのか、何かが起こって集まるか。私は定期開催し、常に地域の課題を深堀できたらいいと思う。

(委員)

精神障害分野では、医療機関に入院中の方や在宅生活の方が多い。何が障害を理由とした差別に当たるのか、事例が出てきていないと思う。会員の中で医療機関で相談を受ける者もいるし、最近地域の相談支援センターも増えてきている。声を聞き取っていく中で、どこが窓口なのか、相談員自身が丁寧な聞き取りをする、アンテナをはれるように精神保健福祉士会の中でも研修を盛り込んでいく、チラシを配布するなど、できることからやっていきたいと思う。自分で気づかない当事者の方もおられると思うので、事例の共有を相談員同士で行えればいいと思う。

(委員)

就労分野の事例だが、知的障害のある方が製造業に就かれた。企業と支援員が写真入りの作業指示書を作成した。結果、その方に分かりやすい作業指示書になったが、障害のない他の職員の方もその指示書を見て作業するようになった。障害のある方が働きやすいように指示書を作った結果、誰もが働きやすい職場になった。会社にとって従業員一人ひとりが働きやすい職場が必要であり、従業員が働きやすい職場は障害者も働きやすいことに繋がっていく。まだ県内で差別があるから条例ができたと思う。いち早くこの条例がなくなる滋賀県、まだこんな条例が残っているんだと言われる滋賀県にしていくことが、この委員会に課せられた責務だと感じた。

【講演 障害者権利条約と社会モデル (DPI 日本会議 副議長 尾上浩二氏)】 資料 5  
滋賀県条例検討専門分科会の委員として条例の策定に関わってきた。

県条例の基礎になるのは「障害の社会モデル」という考え方。社会モデルと医学モデルをきちんと理解することが大切。「障害の社会モデル」は 2006 年の障害者権利条約で示された考え方である。障害者権利条約を批准するために、国内の障害者に関する法の整備にも関わってきた。2013 年に参考人として参議院議会で意見を述べた。障害者権利条約の批准についての意見を聞かれた。

自身、子どもの頃から障害をもって生きてきた。脳性まひで小さいころから立ったり歩いたりすることができなかった。養護学校 (今の特別支援学校)、障害者施設を経て中学校から地域の学校へ通学した。大学時代に、障害者運動に出会い、18 歳の時からこの分野に関わっている。40 年以上になる。

(委員)

権利条約第 19 条の内容はよくわかったが、「→脱施設化条項」について、今も一般的に使われている言葉か。なぜかという、私は聞こえない人の社会でないと交流ができない。なぜかという、みなさん手話が分からないので、手話のわかる人が集まって楽しく仕事ができる施設で頑張っております。施設を作ることが第 19 条には合わないということか。

スライド「障害の社会モデルと合理的配慮」で「健常者」と書かれているが、障害のない人のことをそう呼ぶのが一般的か。

(尾上氏)

第 19 条は障害のある人が地域で暮らす権利を書いている。「(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」これは、障害者が施設から地域で生活するときに「脱施設」という言葉を使っている。委員が言われたのは、手話を言語とする集団の形成は当然、権利として第 24 条で書かれている。自主的な集団形成は当然の権利であるが、それが入所施設としなければ集団を維持できないとなると、問題になってくると思う。

自身は、普段「障害のある人・ない人」と使っていてあまり「健常者」は使わない。深い意味はない。

(委員)

分かりました。それでは積極的に「障害のある人・ない人」を使ってほしい。「健常者」という言葉は使わないでほしいと思う。